

福祉文教委員会会議録

令和3年3月16日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:48

【 案 件 】

1. 議案第 7号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
3. 議案第15号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
4. 議案第26号 飯塚市手話言語条例
5. 議案第29号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 子育て支援センターの事業運営委託について
2. 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
3. 第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画の策定について
4. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について
5. 工事請負契約について

○委員長

ただいまから、福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第7号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第7号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

さきに「議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」のほうから説明させていただきます。議案書の24ページをお願いいたします。介護保険事業につきましては、介護保険法におきまして、3年を一つの期間として、サービスの事業量、事業計画を定めるように規定されておりまして、来年度の令和3年度から5年度の3年間は、「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の事業計画期間となりますので、後ほど報告させていただきますこの事業計画の中に介護保険料についての記述がございます。その事業計画を高齡社会対策推進協議会から答申いただいた際に、附帯意見が付されておりまして、附帯意見を簡単にまとめますと、1つ目は、計画の遂行に当たっては、保険者としての英知を結集して市民福祉の増進に努めること。2つ目は持続可能な介護保険制度のために、介護給付の適正化を積極的に取り組むこと。3つ目は介護保険制度への理解を深めていただくことが重要であるので、市民の方に十分な周知啓発を図ることの3点でございました。附帯意見がございましたことに、本市としましても重く受け止め、今後の介護保険事業につきましては、給付の適正な賦課のために、主要5事業を中心として、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に不断の努力によって取り組んでいきたいと考えております。

前置きが長くなりましたが、まず初めに、介護保険料の算定概要につきまして、本委員会の提出資料に基づき、説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。本市の第8期計画期間中の高齢者人口、要介護等認定者数、及びサービス利用者数等の推計は、表の1のとおりでございまして、これをもとに、下の表の2の介護保険給付費の算定を行いました

ところ、3年間の介護給付費推計の合計額が表の一番右下の欄になりますけれども、469億9859万1千円となります。

次に、資料の2ページをお願いいたします。表の3の第1号被保険者の保険料収納必要額の算定でございますが、先ほどの3年間の介護給付費推計の合計額469億9859万1千円に第1号被保険者の負担割合23%を乗じて算出いたしますと、108億967万6千円となります。これから国からの調整交付金7億6227万8千円と、準備基金の取崩し額、2億3563万5千円を差し引いた98億1176万3千円が第1号被保険者の保険料収納必要額となります。

次に、その下の表でございます。4の第1号被保険者保険料基準月額算定の算定でございます。先ほどご説明いたしました3年間の第1号被保険者保険料収納必要額、98億1176万3千円を保険料の予定収納率99.2%、所得段階別の第1号被保険者の補正人数11万4953人で割りまして、さらに12月で割りますと、月額介護保険料額が算出され、令和3年度から3年間の保険料基準月額を7170円に設定するものでございます。続きまして資料の3ページをお願いいたします。表の5の第1号被保険者の所得段階別保険料でございます。表の左側が現在、令和2年度までの第7期計画、右側が令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期計画の所得段階区分別の比較表でございます。第7期計画でも低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料を賦課するよう所得段階を17段階に設定いたしました。第8期計画におきましては国基準の所得段階9段階に対し、本市においては、現行の17段階から、20段階に細分化するものでございます。第7期計画期間中の令和元年度から2年度にかけ消費税増税による介護保険料の軽減で、軽減の対象となる低所得者層でございます第1段階、第2段階、第3段階の各段階の保険料は介護保険料の基準額を1としたところで第1段階が括弧書きの0.5から0.3へ、第2段階が0.75から0.5へ、第3段階が0.75から0.7へ、それぞれ保険料の負担割合を軽減いたしております。今回の第8期計画の主な改正点といたしましては、先ほど申し上げました17段階から20段階に所得段階を細分化いたしましたこと。それから所得段階に応じた保険料率を表の一番下の欄になりますけれども、現行が2.50、それから右側の来年度から2.90まで最大の保険料率を引き上げる措置をとるよういたしております。第8期計画につきましては、第7期よりさらに所得段階を細分化することと、保険料率の引き上げを行うことで、保険料の上昇を抑制し、低所得者の保険料の負担軽減を行いながら、全体的な均衡を図ることといたしております。

資料の説明を終わります。議案書の28ページをお願いいたします。条例の新旧対照表にてご説明をさせていただきます。第8期の保険料につきましては先ほどの資料でご説明いたしました所得段階区分を細分化し、17から20段階の所得段階区分に変更するものでございます。最後に、32ページに附則を記載しておりますけれども、この条例は令和3年4月1日、来月4月1日からの施行としておりまして、経過措置といたしまして、令和2年度以前の保険料につきましては、なお従前の例によることといたしております。以上、条例の一部改正の補足説明を終わります。

引き続き、「議案第7号 令和3年度介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の303ページをお願いいたします。本予算は、さきに説明いたしました令和3年度から5年度までの第8期の事業計画期間の初年度の予算となりますが、歳出に計上しております保険給付費、またそれに関連いたします費用につきましては、当初予算編成時点において第8期計画が確定していなかったために、令和2年度の決算見込額をベースに積算いたしております。そのために第8期計画に計上しております給付費等の数値につきましては、過去の伸び率、制度改正による変更及び当初予算編成後に把握できた国が定めます諸計数等について、反映した中で計上し、当初予算額と第8期計画の計上額は一致していませんことをまずはご了承願います。

303ページ、第1条第1項で予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2151万8千円と定めるものでございます。

令和3年度介護保険特別会計予算の主な概要につきましては、当初予算資料のほうで説明させていただきます。当市当初予算資料の37ページ、お願いいたします。まず、歳入の主な項目について説明させていただきます。保険料の介護保険料につきましては先ほど条例の説明の中で、17段階に設定しておりましたものを20段階に拡充することなどの詳細を説明させていただいております。第8期計画でも、高齢者人口の伸びに準じて、第1号被保険者数を特別徴収対象者3万5047人、普通徴収対象者5438人、合計4万485人と推計いたしまして、前年度より1億3492万3千円ふえ、29億9921万8千円といたしております。この増額につきましては、先ほども申し上げましたが、17段階に設定しておりましたものを20段階に細分化し、積算した関係によるものが大きな要因でございます。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の1つ目の黒丸の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じて、それぞれの財源負担割合で計上いたしております。

次に、諸収入、初期の自立支援事業利用者負担金といたしまして3715万4千円を計上いたしております。これは歳出予算に計上しております配食サービス事業費の自己負担分2分の1を計上いたしております。続きまして同ページにあります歳出の主な項目について説明させていただきます。介護認定審査会費の1415万1千円につきましては、介護保険の認定審査等に係る経費でございます。前年度に比べ290万円の増となっておりますが、これは令和3年度の申請件数が国の制度改正によりまして大幅に増加する見込みとなっております、認定審査会の回数がふえることが大きな要因でございます。認定調査等費の6314万2千円につきましては、認定調査等に係る経費で前年度に比べ2650万円の増となっておりますが、これにつきましても令和3年度の申請件数が大幅に増加する見込みとなっております、経費が増加となっております。

次のページにございます保険給付費、1つ目の黒丸の介護サービス等諸費から6つ目の黒丸、審査支払い手数料までの保険給付費につきましては、前年度より4142万7千円の増となっておりますが、この保険給付費の増額につきましては、介護サービス等諸費が増となることが主な要因でございます。地域支援事業費につきましては、まず1つ目の黒丸、介護予防生活支援サービス事業費の6億2700万5千円は、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。前年度と比較しますと、1億1778万4千円の減となっておりますが、これはその下の2つの白丸、サービス事業費及び介護予防マネジメント事業費の減額が主なものでございまして、その要因としましては、総合事業のサービス利用件数が横ばいで推移していること。それから、前年度の当初予算で積算を多く見ていたこと等のためでございます。

次に、2つ目の黒丸、一般介護予防事業費3195万円につきましては、認知症予防教室や高齢者筋力アップ教室を初めとする各種介護予防事業の実施に要する経費を計上いたしております。

次に、3つ目の黒丸、包括的支援事業任意事業費として3億6363万8千円を計上いたしております。主な内訳といたしましては、1つ目の城丸総合相談事業費につきましては、平成31年4月から市内全ての地域において委託していただいております。地域包括支援センター運営委託料でございます。また2つ目の白丸、任意事業費につきましては、212万4千円の増となっておりますが、主な要因としましては、配食サービス事業費の増額でございます。配食サービスにつきましては食数が増加傾向にございますため、実績数を勘案し計上いたしましたため増額見込みとなっております。次の基金積立金、介護保険給付費等準備基金積立金としましては、準備基金預金利子及び運用収入の積立金、6269万7千円を計上いたしております。

以上簡単ではございますが、「議案第7号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び、

「議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○高齢介護課長

昨日、3月15日の本会議の議案質疑の中で、「議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」で2件審査要望がございました。介護保険の一部を市の福祉施策として軽減できないのか。それからもう1点、軽減施策を検討しなかったのか、この2点につきまして説明をさせていただきます。

まず、「介護保険の一部を市の福祉施策として軽減できないのか」につきましては、市の福祉施策として、一部でも介護保険事業を実施することになれば、市の負担割合である12.5%を維持するだけの制度となってしまいまして、介護保険自体は社会保障制度の一環でございますことから、保険としての機能、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%、それから国、県、市の公費による50%の負担割合が、損なわれるものと考えておりますので、市の裁量によって独自に、市の福祉施策として、一部分でもできないものと認識しておるところでございます。

次に、「軽減策を検討しなかったのか」につきましては、今回の一部改正で所得段階を17段階から20段階、それから、保険料率の最大保険料率を2.50から2.90にすることで高所得者層の所得段階を弾力化し、中低所得者層の保険料上昇を抑制することといたしております。

以上、簡単ではありますが議案質疑の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほどちょっと資料で、3ページの第1号被保険者の所得段階別保険料なんですけど、今、課長が答弁を最後されてありましたが、第9段階までは今までと同じということになるんですかね、ちょっと確認なんですけれども。

○高齢介護課長

保険料率につきましては第9段階まで同じでございます。ただ、所得段階の所得の要件を若干変更していますので、全く同じなのは第7段階までですね。第8段階につきましては、合計所得金額をちょっと細分化しておりましたので、現在第8段階の方は、第7段階と第8段階、それから現在第9段階の方は、第8段階と第9段階に分かれるようなことになっております。資料につけております矢印でその細分化は示しております。

○兼本委員

そうすると今まで第8段階の方は、第7段階と第8段階に分かれる。その収入によって分かれるということになるということでは、負担率が低くなる方もいらっしゃるということなんですか。

○高齢介護課長

第8段階の方で申し上げますと、新年度に、同じ第8段階になる方は、やはり金額が今回保険料は上がっていますので上がります。第8段階から第7段階に新年度からなる方につきましても、保険料が上がる関係で、若干上がることになっております。

○兼本委員

わかりました。ということは第6段階までがほぼ変わらないということなんですか、さっき言われたように。

○高齢介護課長

第6段階までの方につきましても基準保険料月額が上がっておりますので、それに応じて上

がってまいります。

○兼本委員

それとあとすみません、資料の最初のページの高齢者人口要介護等認定者数の推計の高齢者は何歳以上の方のことを言われていらっしゃるんですか。

○高齢介護課長

65歳以上の方でございます。

○兼本委員

この令和2年度というのは、どのくらい高齢者人口と認定者数と利用者数というのは、どのくらいなのかを教えてくださいませんか。

○高齢介護課長

失礼しました、令和2年度の実績が65歳以上の方が4万394人でございます。高齢化率が31.7%でございます。認定者数は令和2年度の実績が8796人でございます。

○兼本委員

それで利用者数は令和3年度と変わらないくらいあるんですかね。

○高齢介護課長

申し訳ございません。すぐにちょっと数字を探せません。

○兼本委員

それで2022年というと来年ですかね。団塊の世代の方が75歳以上に最初になれる年ですよ。2025年、これが一番、75歳以上の方が多くなれるというふうに、随分前から2025年問題ということ言われていましたので、今のちょっと推移、高齢者の人口が65歳以上ということでしたから、それはわかったんですけども、例えば今後要介護の認定者数等に関して、そんなに余り、今までと推移として余り変わってないように感じるんですけども、飯塚市で予測というか、推移の結果ということは、そういった団塊の世代の方々が今度、後期高齢者になれるというようなことも含めて考えられているのでしょうか。

○高齢介護課長

今後の飯塚市の人口の推移につきましては、後ほどご報告させていただきます事業計画の中に、将来推計を載せております。65歳以上の高齢者の方の人口のピークにつきましては、この計画書によりますと、令和3年度、来年度になっております。ただ、75歳以上の方につきましては、今後も、当面の間は後期高齢者75歳以上の方がふえ続けるというような人口推計になっておりまして、どうしても75歳以上の方がふえますと、認定率も上がるということで、給付サービスが増加する見込みとなっております。

○兼本委員

ということは今後、この介護保険料は上がっていくということが、推測できるということですよ。今、大体、介護認定者が高齢者の割合でいうと17%くらいですかね、の推移をしているんじゃないかと思うんですけども、24パーセントくらいになるんですかね、大体その利用者数でいったら。21%くらいで推移してあると思うんですね。今の答弁であれば、ある程度ここはまたパーセンテージ的にふえていくんですというふうにお考えだと思います。先ほど、保険料を安くするための施策としてはということでお話ありましたが、この利用者の割合を減らしていくという方法というのが今飯塚市で例えばフレイル事業とかやられてあると思うんですね。ちょうどフレイルというのは、その時期をそのまま超えてしまうと介護が必要になってくる。でもそれを食いとめて、今までどおりの生活ができるか、そのちょうど間の時期がフレイルということですよ。そうすると、これはやはり今行われている事業の中でこのフレイルに関してある程度数字を事業の目標として、この21%というのをどのくらいに減らせば、介護保険料としてそんなに増えないのかとか、そのためにはフレイルだけでいいのかどうかちょっとわかりませんが、それでフレイル事業でどれだけの高齢者の方に参加してい

ただいて、筋肉の問題が一番大きいんですね。要は、そういった問題を回復するためには、どういったことをやっていかとといったようなものを全体的に考えていかないと、この介護保険というのが最終的には、行き詰まってしまうんじゃないかというふうにちょっと考えます。それももう近々来るんじゃないのかなというふうに思っているんですけども、飯塚市としてはそういったフレイル事業とか、そういったものも含めてある程度こういう数字を目標に、こういうことをやっていこうというようなことはお考えなのかどうかお伺いしたいと思います。

○市長

所管外の質問ですので私のほうで答えさせていただきます。今の質問者おっしゃっているとおり飯塚市のみならず全国的にこのまま高齢化率の状況が進めば、介護保険に関するだけでなく、医療費の増大も同じ状況になることが想定されますし、本市のここ数年といいますか10年来の状況を見てもまさに右肩上がり、その費用が増加しているところでございます。今、ご質問の趣旨が私どもが考えていることと質問者の考えていらっしゃるのと全く一致しておりますので、ですからそうなる前に、健康で、長生きしていただけるような高齢者をふやそうと、そうすることがご自身のためにもなるし、地域社会全体のプラスにもなるということで、飯塚市のほう4年ほど前からフレイル事業に取り組んでいますし、SWCということで、取り組みを発表するような飯塚市になっていますが、いかんせんフレイル事業について、全国的にも飯塚は最先端を行っておる飯塚市でさえ、今ご質問のどれぐらいの比率で、効果があるのかということについては、本市はもちろんのこと、厚労省もまだ通知を出しきっていませんので、現在、飯塚市以外の3自治体合わせて4自治体と筑波大学、そして厚労省と協力して、そのデータ取りを進めているところでございますので、すみません、その結果が数値としてあらわれるまでもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。また、そのことで国、そして全国に飯塚市から発信できるような取り組みができる本市でありたいと考えているところでございます。お考えの趣旨は全くそのとおりでございますし、両方並行することによって負担も下げたいというようにも考えているところでございます。

○兼本委員

ありがとうございます。すみません。所管外のこと話してもらいました。ただ、実際にやはりこれはちょっと関係が、かなり関係があるんじゃないかなとは思っていますので、ぜひこの介護保険、今、市長がおっしゃられましたように、全国的なやっばり問題にもなっているということですので、飯塚市がそういったデータ、いろいろ研究していただけるようなデータをとっていただいて、最先端な場所としてできるようにぜひお願いしたいと思います。あとはもう基本的には、やはりもうそれ以外に、うちもちょうど父の時代の介護保険を支払う年でございます。やはり今回は20段階になるという、どれだけ年寄りから金を取るとかというような話も出てくるんですけども、ただ、飯塚市としてはサービスというのも非常に多いというふうに、高齢介護の関係のサービスで非常に多いというのも聞いておりますので、問題はやはり介護をどうにか下げていくということだと思っておりますので、その辺り今後の課題ですが、検討のほうをぜひよろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質問はありませんか。

○金子委員

私はジェンダー平等というか、その点からも、この介護の問題は大変重要だと思います。働く女性にとって、子育て支援はもとよりこの介護の問題というのは大変大きな問題ではないかと思っております。この介護のサービスが充実することは、女性の社会参加を充実させるものと思っております。これは大変大切な問題と思っております。聞くところによりますと、この介護の介護料というのは福岡県では、飯塚市は2番目ということなんです。ほかにも、この高齢化が進んでいるところというのは飯塚市だけの問題じゃないんですね。それがこんなにフレイル予

防を頑張っている飯塚市が、私はいろいろこう勉強してきて、本もたくさん読みましたけど、どうしてこの2番目の介護料の高さにあるのかなというのが私の中で腑に落ちないのですけれども、いろいろ調べられていて、何が問題だというふうに思われているのか、その分析がもしあればお聞かせください。

○高齢介護課長

確かに委員ご指摘のとおり現在のところ県内で2番目の保険料でございます。令和3年度から何番になるのかというのはちょっと今のところ、それぞれの議会で審議中ですのでわかりませんが、同様に高い水準にあることであろうとは想像できます。その原因ですけれども、基本的に飯塚市の高齢者人口が多いところと、あと高齢者の福祉施設が県内でも多い部類に入っています。市内にそういう高齢者福祉施設がございますと、介護保険が利用しやすいということもございまして、そういう認定を受けた方が利用される機会が多くなっております。それから、県内で言いますと、高齢者の中の認定を受けた方の率、認定率といいますけども、認定率も若干高い傾向にございますので、そういう点を勘案いたしまして保険料が高いところとなっておりますのでございます。

○金子委員

確かに、介護保険が高いということは考えてみれば、介護施設が充実しているという言い方でもあるなというののもあって、いい面もあるなと思ったら、高いだけが悪い話ではないと思うんですけど、やはり先ほど説明にありましたが、持続可能なところというのがやはり問題ではないかと思うんですね。やはり、たくさん利用したいけれども、どれだけ持続していくかというところが問題だというふう、一番大切なことだと思いますので、利用している人たちにどういうふうに、やっぱりこう、きちんとした認定とか利用を進めていくかということが、一番大切なんではないかと思いますが、その点は何かこう方策等ありましたら教えてください。

○高齢介護課長

先ほど条例の補足説明をさせていただいた際にも、この事業計画の答申を受ける際に附属機関から附帯意見をいただきましたというお話をさせていただいております。その中の1項目としまして、持続可能な介護保険制度のために介護給付の適正化を積極的に取り組むこと。それから、介護保険制度への理解を深めていただくことが重要であるので、市民の方に十分な周知啓発を図ることなどのご意見をいただいております。こうしたご意見を、市としても重く受け止めておりまして、今後の介護保険事業につきましては、事業計画にも書いておりますけれども、給付の適正化のために、主要5事業を中心として、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に不断の努力によって取り組んでいきたいと考えております。介護保険制度を円滑に運営し、信頼を高めるためには、広く市民に周知啓発を図り、制度への理解を深めていただくことも重要でございます。十分な周知啓発が図れるようあわせて取り組んでいきたいと考えております。

給付の適正化の主要5事業と申しますのは、計画の中にも書いておりますけれども、5つございます。1つ目が要介護認定の適正化。2つ目がケアマネジメントの適正化。それから、3つ目が住宅改修や福祉用具購入の際の点検、それから介護報酬の適正化、最後に5つ目でサービス事業者への指導監督ということに取り組んでまいり所存でございます。また、それ以外にも、窓口相談の段階で介護認定の必要があるかどうか、総合事業へ移行を促す業務を市包括支援センターの職員と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。それから、市民等に周知啓発を図って、制度への理解を深めていただくことも重要でございますので、これにつきましても、出前講座や、市民の方と対話する機会を利用しまして、今後の介護保険の現状について啓発を図り、どうあるべきかを含めた、今後の介護保険事業がどうあるべきかを含めて考えてまいりたいと考えております。

○金子委員

何より、やはり持続可能であるためには周知していくことが必要だなということは大変よくわかりました。先ほど出前講座というふうにおっしゃいましたが、実際に今までしたことがあれば、少し教えていただけたらなと思っております。

○高齢介護課長

実績は少なくして申し訳ないんですが、今月、コミュニティセンターの4階でさせていただいております。

○金子委員

私も実は飯塚市と男女共同参画推進ネットワークが共催いたしました男女共同参画推進事業として行われた分。よろしいですか。その分を聞かせていただきました。そしたらこのコロナ禍ではありましたが、60名程度の参加があってとても熱心に市民の方が聞かれておりました。そこで質問なんですけど、後で報告されると言われたからどちらで聞こうかと思っていたんですけど、予算に関係することなので今回ここで聞かせていただきますが、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たりまして、市民の皆さんにどのように、どのような必要なものを実態調査したか。市民の実態調査、そして意見募集説明というこの市民の皆さんにどんなふうに関わってきたかっていうものがあればお示しください。

○高齢介護課長

事業計画のほうにも記載し、さきの報告になりますが事業計画の冊子を使って説明させていただきます。

○委員長

報告事項の中であるんですが、もう報告も一緒にしてもらおう状態のかたちでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、説明をお願いします。

○高齢介護課長

そしたら報告事項でございます第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての報告の補足説明をさせていただきます。

資料1の「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」をお願いいたします。まず初めに、昨年12月15日の本委員会におきまして、本計画原案の市民意見募集についての報告の中で、計画の概要につきましては、ご説明しておりましたので本日はそれ以降の経緯と、追加事項についてご説明させていただきます。前回の報告以降の経緯につきましては、昨年の12月5日から今年の1月4日にかけて市民意見の募集を行いました。2名の市民の方から3件の意見をいただきまして、原案を一部修正した後、計画策定の諮問機関でございます1月13日開催されました専門委員会、それから1月27日に開催されました高齢社会対策推進協議会の審議を経まして、2月5日に本協議会から市長へ答申を受けて策定されたものでございます。

また、昨年12月の本委員会での説明以降の追加事項としましては、資料50ページからの第6章、介護保険事業の推進、介護保険事業の計画の部分になります。介護報酬改定等の諸係数の提示がございましたためサービスの利用者見込みや、それに基づく、給付費の見込みとの算定を行い、令和3年度から令和5年度までの各種見込み量の表に数値を記載いたしております。

資料の68ページになりますけれども、給付費見込みの総額に対する保険料収納必要額を算定し、69ページに記載のとおり次期3年間の月額介護保険料基準額を先ほどの条例改正の説明のとおり、7170円と設定し、70ページでは先ほどの資料3と同じものとなっておりますけれども、所得段階別の保険料を表で示しておるものでございます。

以上で事業計画の策定についての説明を終わります。引き続き先ほどのご質問についてご

回答いたします。市民の方の意見の取り入れ方といいますか、関わりということでございましたので、今の資料の事業計画の12ページをお願いいたします。高齢者実態調査を行っております。昨年5月から6月にかけて、65歳以上の高齢者、それから要支援認定者の方を対象に、ニーズ調査、それから在宅介護実態調査といたしまして、要介護認定者認定を受けておられる方を対象に実態調査を行っております。それから市民意見募集は先ほどご説明いたしましたけども昨年12月から今年1月にかけて、意見募集を行いまして、2名の方から3件の意見をいただいたものでございます。また、高齢者社会対策推進協議会の中には公募委員の方が、2名入っておられます。

○金子委員

すみません。順番が逆になってしまって申し訳なかったです。介護の予算と、この計画というのはとても関係しているなと思いますが、その中で、意見募集が、先ほど2名の方から3件だということでは私は大変少ないのではないかなと思うんですね。何で少ないかと言ったら、その募集の仕方がほしい人たちからの意見を吸い上げるには、とても難しい方法だと思うんですよ。これの意見募集を書くには、ホームページだったり、どこかの交流センターに行って書くというのは、よほど興味がないとやはり書かないと思うんですね。そしたら、どうしたらやっぱりその意見が求められやすいことになるかというのを、もう少し考えていただき先ほどその市民の方にどう接したら一番いいのかというのが、一番大事だということであれば、意見募集をしっかりと聞くとか先ほど言った出前講座をできるだけ多くするとか、というふうにしていけないと、やはり結局最終的に給付は上がっていくということにつながっていくと思うんですね。自分でどのくらいのを持続可能にするためにはという必要なことを考える、その手だてが必要だと思いますが、この説明会もする予定はありますか。もともとこの予算がどのくらいでというか、この出前講座だけじゃなく、これだけ予算かかっているということを市民にお伝えする場というのは考えられてありますか。

○高齢介護課長

今のところそうした事業計画の説明会を開く予定はございません。

○金子委員

要望ですけれども、ほかの市では、意見募集の前に説明会があったりまた議員にも説明があったりして何度も計画を練り上げていくということもございます。なので、実態調査をせっかくしっかりされているのであるから、この意見募集のやり方、またその報告の説明会等をしっかりしていただくようよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 令和3年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第28号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 令和3年度飯塚市給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第15号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」についてご説明をいたしま

す。

予算書の437ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ14億3213万9千円計上いたしております。

次に、439ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書の総括表でございますが、それぞれの合計額の欄に記載しております通り、前年度の予算額と比較いたしまして、2657万2千円減額をいたしております。

次に、歳入歳出予算の主なものについてご説明をいたします。まず歳入でございますが、予算書440ページをお願いいたします。学校給食費につきましては、令和3年4月1日推計の児童生徒数によりまして、前年度と比較をいたしまして、207万3千円増額いたしまして、1節、小学校給食費、3億2783万6千円。2節、中学校給食費、1億8412万1千円。合計で5億1195万7千円計上いたしております。

次に、一般会計繰入金につきましては、給食の賄い材料費以外の職員人件費、事務費などの給食事業に係る経費につきましては、一般会計からの繰入れにより賄うものでございます。前年度と比較いたしまして、2858万1千円減額し、9億1932万8千円計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。442ページをお願いいたします。まず、一般管理費につきましては主に一般職員の給与費等ございまして、前年度と比較をして、862万1千円増額し、2億1272万円計上いたしております。

次に、443ページをお願いいたします。給食事業費につきましては、給食事業の運営管理にかかる経費といたしまして、光熱水費等の減額、委託料の減額など前年度と比較して、3700万6千円減額をいたしまして4億5369万8千円計上いたしております。

次に、445ページをお願いいたします。学校給食賄材料費は、歳入の現年度分学校給食費を充てるものとして、5億1273万5千円計上いたしております。

次に、公債費につきましては、被災償還に係る元金及び利子といたしまして、2億4298万6千円計上いたしております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第15号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市手話言語条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第26号 飯塚市手話言語条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをごらんください。本案は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、障がいのある人もない人もともに生き生きと暮らせる共生のまちづくりを実現することを目的として提出するものでございます。

本条例の概要につきましてご説明いたします。本条例は、前文及び全8条の構成となっております。まず、前文におきまして、手話をめぐる歴史や手話を取り巻く環境が大きく変化して

きたことに触れ、手話言語条例制定の意義やその理念について示しております。この中で飯塚市では、ろう者の方が、これまで必要な情報を得ることや、コミュニケーションをとることが十分にできず、多くの不便や不安を感じながら、生活してきたことを明記し、条例制定の必要性を示しております。

20ページをごらんください。第2条では、第1条では、この条例の目的を規定しております。続きまして、第2条につきましては、この条例で用いられます用語について定義づけており、それぞれの果たす役割について、第4条で、市の責務、第5条及び第6条に市民等と事業者の役割として規定をしております。第7条では、市が実施する施策についてまとめております。

以上簡単ではございますが、「議案第26号」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

こちらの手話言語条例を提案されまして、非常に飯塚市の福祉の向上という意味で、画期的なことじゃないかなと思っております。ちょっと確認、数点確認をさせていただきたいのは、この条例ができて、この条例条文を読めば、どういったことが書いてあるかというのは分かるんですけど、まず第4条の市の責務の部分と、あと第7条の施策の実施という部分がありますが、実際にこの条例が仮に制定された際、動き出した際、具体的にこのあたりで、どういった飯塚市の施策に反映されていて、今後展開していくというふうにお考えでしょうか。もし今、そういったことされているのであれば、そこの変更部分とかありましたら教えていただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

現在、まず飯塚市におきましては、手話奉仕員養成講座や、意思疎通支援事業といった、ろうあ者、ろう者に対する事業を実施しております。これらに加えまして、今後、この条例が制定されることに伴いまして、ポスターやパンフレット等で市民への啓発をしてみたり、それから、また先ほど申しました手話奉仕員の養成講座の充実強化等も行い、各交流センターにおける講座などの実施などで市民啓発、また、手話に接する機会をつくるというようなことを予定しております。

○永末委員

実際の予算措置として増額して、その辺りは拡大していこうというふうなお考えでよろしいのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

事業のほうは予算のほうにも計上させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○金子委員

今、永末委員の質問に加えてになりますが、この第7条に関して、さまざまな施策が出ております。これは実際今やっているという事業を何個か挙げられましたが、この事業は、市が独自でやっている市の主催事業なのか、それともほかの事業所があつてそこと一緒にやっているのか、もしわかれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど申しました手話奉仕員養成講座、それから意思疎通支援事業につきましては、市が主催となつて行っているものでございます。

○金子委員

では、この第7条第3項ですかね、手話通訳者の派遣またその意思疎通の支援に関する施策

とありますが、これに関して、何か市としてやっていることがあればもう少し詳しくお示しく
ださい。

○社会・障がい者福祉課長

手話通訳者の派遣や、その他意思疎通の支援に関する施策としましては、手話通訳者を派遣
する、先ほど申しました意思疎通支援者派遣事業、こちらを実施しているところでございます。
この事業につきましては、事業のほうをNPO法人に委託をして行っているところでございま
す。

○金子委員

NPOは恐らくサンアビに委託されているところかなと思うんですけど、先ほど同僚議員も
おっしゃいましたが、十分な予算措置をお願いいたします。本当に私もこの手話言語条例がで
きて本当によかったなと思っております。福岡県でも、直方市、朝倉市、田川市、田川郡に引
き続き、大きく4番目になるのではないかと思いますので、実際に使う人や私たちが、手話が
あってよかったなと思えるようなものにしていただきたいと思います。その中でこの条
例、ほかの条例もたくさん幾つか読まさせていただきましたが、この飯塚市の条例の中で、一番
大事にしたいものというとか、そういうものがあればお示しく下さい。

○社会・障がい者福祉課長

この度私どもがこの手話言語条例を制定するに当たりましては、当事者でございます飯塚市
聴覚障害者団体、また飯塚市手話の会、これらの方々のご協力のもと、作成に当たっておりま
す。当事者の方々の声が反映されたものとなるように取り組んできたものでございますけれど
も、今後もその姿勢を変えることなく取り組んでいきたいと考えております。

○金子委員

第3条のこの基本理念が、私はすごくすばらしいなと思っているんですけど、このろう者が
自立した生活を営み、地域における社会参加に努めるということで、かなりやはりこれは、求
めるものが高いなと思いますので、さまざまな政策が必要だと思っておりますので、要望になりま
すがしっかり支援して、実現をよろしくをお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

あと第5条市民等の役割というところで、第7条第1項各号に掲げる市の施策に協力するよ
う努めるものとするというふうになっておりますが、施策に協力するということは、何かしら
その施策ができたときに市民に対して、勉強会であるとか、報告会であるとか何かそういった
ことをされるということなんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

市民等に求めるものとしたしまして、こちらにつきましては、市民等の中にはさまざまな
方々が含まれます。本当の市民の方、また市外からの通勤や通学者を含めた、それから当事者
もこの中には含まれますけれども、条例制定後は、それぞれに対する周知を図りまして、手話
に対する理解を、深めていっていただく、求めていくというようなことを予定しております。

○兼本委員

おっしゃることは分かるんですけども、これは市民が、自発的にするということなのか。
飯塚市としての責務からの、飯塚市民がそこに協力していくというような形のやり方なのかと
いうことをお伺いしていたんですが。

○社会・障がい者福祉課長

啓発事業等も行っておりますので、こちらへのご協力、また講演会等への参加によって、理
解を深めていただきたいと思いますと考えております。

○兼本委員

私たちも以前勉強会をさせていただいて本当にもう自分たちは全然やはり想像がつかないようなことということも実感しましたので、多分市民の皆さんもやっぱ知らない方、すごく多いと思いますので、ぜひその辺りは、飯塚市としてお願いしたいと思います。あともう1点、第7条第2項で施策の実施を行ってそのあと意見交換をして、その施策について検証していきますよというふうになっております。その中にその他の関係者というのがありますが、そのその他の関係者というのは具体的にどういったところをお考えなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

まずは当事者の方々ですけれども、当事者以外の多くの方のご意見をいただきたいと考えておりまして、年3回実施をしております意思疎通支援者派遣事業運営委員会、こちらでのご意見を聴取、また障害者施策推進協議会の中で委員の方々のご意見を聞くことを想定しております。

○兼本委員

例えばそういった意見等の交換を行うということですね。協議して検証いたします。その検証した結果というのは、例えば議会とかの報告があったりとか、そういうことはお考えなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

現時点では、議会でのご報告までは想定はしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第26号 飯塚市手話言語条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第29号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の33ページをお願いいたします。この条例は介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省が定める省令でございますが、こちらは公布されましたことに伴いまして、人権の擁護、虐待の防止等の規定の整備を行い、あわせて関係する条例を整理統合するため、本案を提出するものでございます。

新旧対照表でご説明をいたします。38ページをお願いいたします。主な改正といたしまして目次のところを見ていただきますとわかりやすいと思いますが、第2章第2節に指定居宅介護支援等の事業を新たに加えること。それから、もう1点が既に定めておりましたこれまでの基準と、今回定めます新たに加える部分につきまして、基本方針に人権の擁護、虐待の防止の規定を整備するものでございます。

附則といたしまして43ページに附則を記載しておりますけれども、この条例は令和3年4月1日からの施行といたしましておりまして、先ほど、追加いたしました指定居宅介護支援等の事業につきましては、これまで独立して一本条例がございました。この飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に定める条例につきましては、今回改正しようとする条例

の中に溶け込ませることとなりますので、廃止することといたしております。

以上、簡単でございますが「議案第29号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市介護サービス事業等の人員設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:19

委員会を再開いたします。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申出がっております。うち1件は先ほど、議案とあわせて説明を受けましたので、他の4件について報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「子育て支援センターの事業運営委託について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

「子育て支援センターの事業運営委託について」、資料をお願いいたします。

穂波、筑穂、庄内、颯田の子育て支援センター事業運営委託につきましてご報告いたします。令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の事業運営委託を行う団体の選考について、令和2年12月1日から令和3年1月6日までの期間で公募を行い、2月16日に参加法人によるプレゼンテーション及びヒアリングを行いました。その結果、受託候補者として、穂波子育て支援センターにつきましては、「筑豊子育てネットワーク『かてて!』」、筑穂子育て支援センターにつきましては、「あすかほいくえん」、庄内子育て支援センターにつきましては、「筑豊子育てネットワーク『かてて!』」、颯田子育て支援センターにつきましては、「かいた子育てサポートジャム」に決定いたしました。穂波子育て支援センターにつきましては、4月1日、新規開設に向け準備を進めております。以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

報告ありがとうございます。新設というか、穂波子育て支援センターが4月1日からオープンということで、いろんな広場ができてよかったなと思っているのですが、先ほど準備をしますと言われましたが、決定したのが3月16日ですかね。まずこの決定した日を教えてください。

○子育て支援課長

こちらのほうを公募いたしまして、選考しました結果について、在り方検討委員会の専門部会で選定したんですけれども、それを飯塚市長に令和3年2月22日に受託候補者についての答申を行っております。

○金子委員

筑豊子育てネットワークかててさんに今度受託してもらいますというふうにお伝えしたのはいつですか。

○子育て支援課長

詳しい日については、すみませんがちょっと今手元に資料はございませんけれども、3月に入りまして、3月当初に連絡をさせていただいております。

○金子委員

そしたら3月当初から4月1日の間までに準備をしなくちゃいけないということになるんですけど、物品等に関してはどのように、誰が選択しているのかわかれば教えてください。

○子育て支援政策課長

基本的な備品に関しましては、9月の補正予算のときに予算を計上させていただきまして、備品の内容につきましては過去の子育て支援センターが納品されている備品を、そちらと同じようなものについて、子育て支援政策課のほうで抽出いたしまして、備品の発注をさせていただいております。

○金子委員

子育て支援センターというのは、恐らく普通の事務と違っていろんな配慮しなくちゃいけない面が多いんじゃないかと思います。また、今までと違ったところに建てるので、大きさ等が、使った人たちが使いたいものとか、配慮する必要があるなと思うんですよね。そのときに、この3月初旬から4月1日というのは、余りに短いのではないかなと私は考えます。もう少し早めに決定通知が分かるのであればお互い、市と受託していただく方たちが話し合う時間ができたのではないかと思いますので、もうこういうふうに委託とかなった場合、新規になった場合とかは、特に時間をもう少し早めに余裕を持ってしていただくと、次に受ける方もやりやすいのではないかと思いますので、その辺の配慮をこれからよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第6期飯塚市障害者福祉計画・第2期飯塚市障害児福祉計画の策定について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

令和3年度から5年度までを計画期間といたします「第6期飯塚市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしましたので、ご報告いたします。

まず初めに、昨年12月15日の本委員会におきまして、本計画原案の市民意見募集について、報告の中で計画の概要につきましては、ご説明をさせていただきましたので、本日は、それ以降の経緯とそのとき以降の変更部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

前のご報告いたしました市民意見募集につきましては、12月1日から12月28日の期間で行い、14人、40件のご意見やご質問をいただいております。これらいただいた市民意見を含め、計画策定の諮問委員会である飯塚市障がい者施策推進協議会の審議を経て、2月3日に市長への答申をいただいております。この答申を受け、今回この計画を決定したものでございます。また、昨年12月に提示いたしました原案から、本文や見込み値につきましてはの修正はございませんが、報告時のご意見や、市民意見募集による市民からのご意見等、また施策推進協議会等の意見を反映いたしまして、一部資料追加等の修正を行っておりますので、この場でご報告をさせていただきます。

まず、計画書の1ページをごらんください。1ページには、この計画策定の趣旨、背景を示しております。この中には、計画策定の基本法令等を示しておりますけれども、この法令等の内容がわからないというご意見をいただきましたので、2ページに法令等の注釈を追記させて

いただいております。また、4ページ以降に第2章としまして、障がい者を取り巻く状況を示させていただいております。中でも、障がい児の就園・就学状況の全体がわからないというようなご意見を多くいただいております。14ページに特別支援学校の就学状況、こちらを新たに追加しているところがございます。このほかにも、障がい児の保育や教育等の状況を把握するための資料がないというようなご意見もいただきました。関係機関に調査依頼を行う等の必要もありまして、次回更新までに、これらについては整理していきたいというふうに予定しております。

以上で、簡単ではございますけれども、「第6期飯塚市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画について」の説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

12月のこの福祉文教委員会でいろいろ私も意見させていただきました。また反映させていただきまして本当にありがとうございます。なかなかアンケートやいろんな集計をとったりするのが大変だったのではないかなと思いますが、大変わかりやすいものになっていますし、先ほど次の計画には、またさらにいいものというような報告をいただきましたので、また次回に期待したいと思っておりますが、この中で質問したいのは、まずそのパブリックコメントが14人であって40件あったということで、前は大変少なかったというふうに聞いておりますが、この増えた原因というかは何だと思われませんか。

○社会・障がい者福祉課長

今回、パブリックコメントをした折に、ご意見として障がい児の状況調査と、また福祉施設に関してなどのご意見もいただいております。このようなことから障がい児に関する関心が高まっているというようなこと、またそれにもまして障がいをお持ちの方々に対する施策が、どのようなものなのかという皆様方の関心のあらわれではないかというふうに考えております。

○金子委員

何より先ほどの高齢者の福祉計画や介護保険事業計画と同じように、周知が何より大切なかなというふうに思いました。しかし残念ながら、先ほどの介護保険の計画でも申しましたが、合理的配慮というか、パブリックコメントをとるときに、とても利用されている方たち、そこをどうやはり聞いていくかというのを、事業所を通してでもいいんですけど、今回は福祉計画アンケートもなかったんですけど、どれだけ多くの声を拾っていくかというのは大きな課題だと思いますので、次回はその辺を考えていただきたいと思います。また、この計画に関して広めていくような方法というのを何か考えているのであれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

当計画につきましては、ホームページ等に掲載をさせていただきまして、市民の目の届くところというふうに考えております。

○金子委員

これも要望ですが、久留米市さんとかはすごく丁寧に計画のときに議会にも報告があるし、また市民にもかなり丁寧に説明会も行っております。そうなので、やればできると思うので、しっかりその辺の市民周知というところの工夫をよろしく願いいたします。そこで市長にお伺いしたいんですが、一番初めの「はじめに」というところに、市長の言葉があります。私、大変感動いたしまして読ませていただきました。前回の第5期に引き続き、文章が3段目の、「今後も、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会づくりを目指し」というふうに、大変大きな目標だなと思いました。これは第5期から引き続きの内容なんですが、第5期にはこの第6期に関

してはさらに「すべては市民とその未来のために、『支え合い（愛）、助け合い（愛）、I（愛）がつながる I i z u k a』をキーワードに」、というふうに書かれております。この自ら市長がどういうふうに思われて、この言葉をつけ加えられたか、教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○市長

従来より、学校の教員をしていたときから、預かりました学級や、学校の中には、もちろん障がいをお持ちのお子さんもいらっしゃいましたし、その子の最終的に社会的自立を目指し支援するということが第一義として、取り組んでまいりました。また周りの子どもたちもその子への理解やかかわりの中で、自己成長を遂げていくと。そのような姿を目指してきたものでございます。立場が変わりまして、今度は、学級、学校でなく、飯塚市の障がいをお持ちのお子さん、そして障がいをお持ちの方々、それに対してこれまでの私の社会理念は変わるものではありません。ちょっと幅が広がるわけですが、職員と力を合わせて、本当に自立するための支援を惜しまない行政であり、そしてその努力、一步ずつの努力と成長を見守り支える。地域や事業者でありという、地域社会をぜひつくっていくことこそ、真に飯塚市がいいまちになるものだと思っておりますので、今後もしっかり取り組んでいきたいという、そのような意思をあらわしたものでございます。

○金子委員

何よりこの自立という言葉がキーワードだなというふうに思います。私はもう正直言いました私の周りにはたくさん障がいのある方や、社会的には参加しにくい方がたくさんおります。子育てをされている方、また高齢の方も含めてなんですけど、そこを含めたところで自立とか、意思決定とか、大変重要なことだと思います。その道のりは、私からすると大変厳しい状況があるなと思っております。そこを、市長がそういうふうにおっしゃっていただくのは大変うれしいし、私の一般質問の中で市長は、市長として3分の1、教育者として3分の1、そして行政として3分の1とおっしゃいました。市長の今までの人生はそうだったと思いますが、今は100%市長だと私は思っています。大きな目線で100%の市長としての力を発揮していただきますよう、これからもよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者の特定について」、ご報告をいたします。

本年度末で期間満了となります小中一貫校飯塚鎮西校ほか1校の調理等業務受託業者の選定について、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公正な審査の結果、受託候補者を特定し、答申がなされましたので報告するものでございます。

資料の飯塚市学校給食調理等業務受託候補者特定答申書をお願いいたします。1ページ下段1の受託候補者をごらんください。飯塚鎮西中学校区給食調理等業務につきましては、ハーベストネクスト株式会社が受託候補者となったものでございます。

次に2ページ、2の特定の理由といたしまして、学校給食の目的や意義を十分に理解し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などはより具体的で、適切な提案がなされていること。また、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を理解し、給食調理業務等に関し、安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できるよりすぐれた提案であったと判断され、受託業者として特定されたものでございます。特定までの経過でございますが、令和2年10月19日に飯塚市教育委員会から飯塚市給食審議会に対し受託業者

の選考について諮問いたしました飯塚市給食運営審議会では、11月13日に第1回、飯塚市給食運営審議会を開催。専門部会を設置し、11月24日から募集を開始したところ、1者から参加表明書の提出があり、令和3年1月8日の締切りまでにこの1者から企画提案書の提出がございました。この1者に対しまして、1月22日に第1回専門部会で、第一次審査として、企画提案書等資料の書類審査を行いまして、2月1日に第2回専門部会で、ヒアリング審査等による2次審査を行いました。その結果、この1者が受託候補者として特定をされております。

3ページ、採点結果以降の説明につきましては省略をさせていただきます。今後はこの答申に基づきまして、受託候補者として特定をされました事業者と協議を行いながら、委託契約に向けた事務を進めてまいります。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

今、ご説明いただきましたが、この受託するに当たって募集をかけたところ、1者と言われたような気がしたんですけど、その辺についてもう一度、お答えいただけますか。

○学校給食課長

参加されましたのは1者でございます。

○吉田委員

これは鎮西と八木山対象の調理の関係なんですけど、飯塚市内の業者さんというのは、今いろんな学校ありますけど、地域ごとで何者ぐらいはおられるのでしょうか。

○学校給食課長

現在6者で、委託業務を行っていただいております。

○吉田委員

こちらの業者さんについては、神奈川県横浜市の業者さん。6者、北九州市、福岡市等もいろいろあったと思うんですけど、なぜ1者になったのか。委託料金とか関連があったんですか。ちょっと内容について、1者であった理由についてもちょっと詳しく教えていただけますか。

○学校給食課長

参加可能な業者は9者ございましたけども、書類等いただく中で、ホームページまた参加できる業者様につきましては、ファクス等でこの委託業務についてご案内をしたところでございますが、結果的には1者の参加ということになっております。

○吉田委員

ホームページ等とかで、参加資格要件あたりについて、今6者あるのに参加予定が9者で。内容的なものが大丈夫だったんですか、審査が厳しかったとか。委託の内容について何か問題があったとかはないのでしょうか。1者というところが何か疑問に非常に思うんですけどその辺はどうなんでしょうか。

○学校給食課長

今回の受託候補者と決定いたしました業者につきましては、現在契約を行っている会社でございます。結果的に1者になっておりますが、鎮西一貫校ほか1校の八木山小学校を含めまして、配送等の業務がございますので、この部分で業者様のほうで、配送の車両であったりとか、配送するドライバーさんと、そういったものを自社で持っていらっしゃるという点が参加になっている。またほかの業者様でないところは、参加を控えられてあるのではないかというふうに考えております。

○吉田委員

今お話の中で、鎮西ほか1校ということで、お話あったんですけど八木山については配送をしているという考え方なんですかね。それともう一つ、現況でこの委託をかけているけど、以前からこの業者さんが、以前というか契約更新になるわけですけど、この業者さんがされてい

たもので、ここ1件だけの応募だったという考え方でよろしいのでしょうか。

○学校給食課長

今回受託候補者として特定されました業者様は29年度から3年間受託をされております。配送等の業務ができるという部分はほかの業者様にはない部分でこの業者を特定したということではありませんが、その部分で参加表明自体が1者になっているものと考えております。

○吉田委員

内容については理解できました。今後もいい給食を提供できるようにお願いしておきます。ただ、1者というところがひっかかったもので。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。

今回、ご報告いたします工事は専門工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、まず1件目につきましては、専門工事電気A等級に、2件目につきましては、専門工事管水道A等級に格付される、市内業者を指名することを決定し入札を執行いたしております。

資料の1ページをお願いいたします。筑穂保育所園舎建設（電気設備）工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果は落札額5830万円、落札率93.93%で、有限会社桑野電気工事が落札をいたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。筑穂保育所園舎建設（給排水衛生設備）工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5265万5900円。落札率91.51%で、舞鶴設備工業株式会社が落札をいたしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表して一言ご挨拶を申し上げます。この委員会構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。